

◎持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

| 修 正 案 | 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|---|
| <p>第五章　自家用自動車の使用 （有償運送）</p> <p>第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一　「略」</p> <p>二　市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。</p> | <p>第五章　自家用自動車の使用 （有償運送）</p> <p>第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一　「略」</p> <p>二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。</p> | <p>第五章　自家用自動車の使用 （有償運送）</p> <p>第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一　「略」</p> <p>二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。</p> |
| | | |
| | | |

三　〔略〕

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　〔略〕

〔削る〕

2　〔略〕

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～四　〔略〕

三　〔略〕

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　〔略〕

〔削る〕

2　〔略〕

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

一～四　〔略〕

三　〔略〕

（登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　〔略〕

〔新設〕

2　〔略〕

（登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

一～四　〔略〕

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調つていないとき。

六
〔略〕

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するとき

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調つていないとき。

六
〔略〕

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に定める場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

六
〔略〕

(登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するとき

は、登録の日から起算して三年とする。

一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他の国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていること。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他の国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていること。

は、登録の日から起算して三年とする。

一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他の国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

二
ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二
二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合五年

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなった場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができるところとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2~4 [略]

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行うかどうかの別の変更をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなった場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができるところとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2~4 [略]

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができるところとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2~4 [略]

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当

するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

十萬円以下の罰金に処する。

一 第七十九条の七第一項の規定に違反して、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第七十九条の九第二項の規定による命令に違反したとき。

するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

十萬円以下の罰金に処する。

一 第七十九条の七第一項の規定に違反して、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行なうかどうかの別を変更したとき。

二 第七十九条の九第二項の規定による命令に違反した者

する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十九条の七第一項の規定に違反して、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項を変更した者

二 第七十九条の九第二項の規定による命令に違反した者